平成２８年（フ）第５１６号
神奈川県厚木市戸室３丁目６番５号　小林借家10、前住所神奈川県厚木市林５丁目21番18号
債務者　近藤　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１６号
佐賀市若宮１丁目17番80号　若宮アパート202
債務者　田中　時彦
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
佐賀市若宮１丁目17番80号　若宮アパート202
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
和歌山市松江中１丁目４番２号　和歌山すみれホーム210号
債務者　玉川貴美子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０８号
和歌山県紀の川市下井阪573番地１　グリーンフルＫ　108号、前住所和歌山県紀の川市東国分142番地
債務者　藤永としみ
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３４号
静岡市駿河区馬渕１丁目14番18号、旧住所静岡市駿河区馬渕２丁目16―９
債務者　熊代　壮志
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月26日午後３時
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４２号
栃木県小山市城東７丁目25番17号　コンフォールＢ103号
債務者　古川　　恵
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４４号
栃木県小山市大字南飯田289番地96、前住所茨城県結城市大字五助30番地１
債務者　齋藤　恵美
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５８号
栃木県宇都宮市今泉町2537番地33　ＭＳＳ今泉205
債務者　山田　貴臣
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９７３号
東京都町田市能ヶ谷６丁目７番23号
債務者　石村奈津子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４９号
沖縄県うるま市字栄野比747番地
債務者　山城エリ子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
　　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４７４号
栃木県宇都宮市鶴田町3364番地　荒川貸家北、前住所栃木県宇都宮市西大寛２丁目２番13号
債務者　五十嵐　修
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７５号
栃木県宇都宮市鶴田町3364番地　荒川貸家北、前住所栃木県宇都宮市西大寛２丁目２番13号
債務者　五十嵐祐子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５９０号
静岡市葵区古庄６丁目４番17―202号
債務者　河内たか子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後２時
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１９号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目126番地　シャンボール伊勢佐木1108号室
債務者　佐藤　貴保
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９３１号
神奈川県大和市上和田31番地１　グリーンサイドＢ棟202号
債務者　新岡　　翼
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部